



農福連携について



農福連携における政府の方針については、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにおいて「障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進」がうたわれています。

また、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された未来投資戦略—Society5.0 の実現に向けた改革において「農福連携による障害者の就労支援を推進する」とされています。

さらに、平成 29 年 3 月 29 日に働き方改革実現会議にて決定された項目 5 の 12 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進では、「(農業と福祉の連携強化) 農業に取り組む障害者就労施設に対する 6 次産業化支援や耕作放棄地の積極的活用など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施を目指す」とされ、「各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進 (2018 年度まで全都道府県で実施)」とあり、2017 年～2019 年度まで推進することとなっています。

そして、農林水産省が平成 31 年 4 月に公表した「農福連携の効果と課題に関する調査結果」では、農福連携において農家の 76%が、受け入れた障がい者について「人材として貴重な戦力」と評価しており、福祉事業者側も 74%が過

去 5 年間の賃金・工賃が増えてきている。また、障がい者に与える影響として 79%が「体力が付き、長い時間働けるようになった」、62%が「表情が明るくなった」と回答。受け入れた農家と障がい者の双方に成果が出ていると報告されております。

このように、政府が推進し、農家・障がい者双方に成果が生まれている農福連携については、今後も推進すべき課題であると考えます。そこで、これまで福岡県では、農福連携について、どのように取組み、進めてきたかについて教えたいと思います。

次に、農福連携は、受け入れる農家と障がい者の双方に成果が見られること、同時に、同調査によると、福祉事業者の農業形態は「近隣農家からの受託」が 19%となっており、また、作業委託を始めたきっかけに関する質問では「行政からの紹介」と回答した農家が最も多く、農作業の受委託においては、行政が農業サイドと福祉サイドのマッチングに寄与しています。この点、農水省は、農福連携を所管する都市農村交流課からのコメントとして「得意分野をお互いに生かせるよう支援したい」と展望しています。

そこで、この課題とされているマッチングについて福岡県として何か取り組みがなされているかについてお聞きしておきたいと思います。

さらに、同調査によると福祉事業者の農業形態は「自ら取り組む」が 81%を占めています。県内のある福祉事業所はこの「自ら取り組む」事業所です。特徴的なことは、社会福祉法人が農業協同組合の組合員となっていること。この結果、農業に参入する福祉法人にとって最大の課題である安定した販路が確保できています。また、農業用ハウスやフラワーパッケージセンターを所有し、ミディトマトやガーベラを生産、出荷しています。青果として出荷するまでには至らなかったけれども、品質に問題ないトマトを利用して、製造業者との連携のもと、トマトソースやトマトジャムを販売するなど、6次化も展開しており、先進的な取り組みを実現しています。利用者は同センターで仕事に対する知識や技術を学び、最終的には一般就労への移行を目指していますが、これまでに 2 人が一般企業へ就職しています。

しかし、現実にはこのような優良事例ばかりではありません。障がい者を受け入れている農家や福祉事業所の職員からは、「夏の暑い時の休憩所がない」「トイレの確保が難しい」、「障がいのある方に寄り添った作業環境の整備が必

要」などの意見を多く聞きます。障がい者の雇用には、障がい者の特質に応じた安全衛生面での配慮が不可欠であり、施設整備の課題も存在しているところ
です。

そこで、農福連携を推進するうえで必要な施設整備についてどのように対応
していくのかお聞かせ下さい。

これまでも障がい者の自立支援として就労A型、B型等、制度の活用がなされ
てきたことと思われます。ただし、就労の中味については地域特性によると
ころが大きいと推察されます。例えば、都市であれば、商工業等、農業以外に
関連する形態が多くなると思われます。逆に、都会から離れた地方になれば、
基幹産業である農業への形態が多くならざるを得ないと思われます。地方にお
ける自立支援を推進すれば必然的に農福連携にたどり着くことになると思わ
れます。

先の働き方改革実現会議の決定によると、今後も農福連携の更なる推進が求
められており、福岡県においても農福連携の更なる推進に力を尽くして頂きた
いと思ひますが、小川知事の受け止めをお聞かせ下さい。

【知事の答弁】

農福連携を進めるためには、農業者の障がいのある方に対する理解はもとよ
り、障がいのある方の農作業への習熟、障がい者施設の農業知識の向上が必要
である。

このため、県では、平成 29 年度から、農業者に対して、障がいのある方の
受入れに必要な知識を身につけていただくため、障がいの状況に適した作業の
選び方や、障がいのある方との接し方などに関する研修会を、2 年間で 28 回
開催しており、参加者数は 448 人となっている。

障がいのある方に対しては、農作業に慣れていただくため、県農業大学校に
おいて、野菜や果実、花の管理、収穫などの体験を実施しており、2 年間で、
延べ 49 の障がい者施設から 130 人の参加となっている。

また、農福連携に意欲のある障がい者施設の農業技術、生産及び販売力の向
上を図るため、農業や経営に係る専門家の派遣を、2 年間で、24 回実施してい
る。具体的には、農作業や農業機械の運転技術、JAS 法等の法規制、加工食品
の開発、マーケティングなどに関する研修会を実施しており、施設職員と障が

いのある方の参加者数は、延べ 381 人となっている。

このほか、施設で生産された農産物や加工品の販売促進を目的として、多くの人が集まる博多駅や小倉駅などで「農福連携マルシェ」を開催しており、2年間で、延べ 82 施設・団体が出店し、売上額は、約 336 万円となっている。

農福連携の取組みを進めるなかで、障がい者施設の方からは「近くの農家にどのような作業があるか知りたい、年間を通して計画的に働きたい」、また農業者からは「作業をお願いしたいが、どこに頼んだらよいか分からないことといった意見をいただいていた。

このため、県では、昨年度から、県内 10 か所において、JA、農業者、障がい者施設、市町村、普及指導センターからなる地域検討会を組織し、農業者と障がい者施設とのマッチングを行っている。

その結果、昨年度は、農家やJAの集荷場など 13 か所で、延べ約 1,000 人が、玉ねぎの定植、小松菜やトマトの袋詰め、イチゴの出荷箱の組立てといった作業に従事していただいた。

障がいのある方に、快適かつ安全に作業を行うていただくためには、トイレ・手洗いなどの設置、手すり・スロープなどの安全設備が整った作業場や休憩所の整備が必要である。

このため、県では、今年度から、建築士などを派遣し、障がいのある方が働きやすい施設への改善方法について助言や必要な経費の助成を行うこととしている。

農福連携は、障がいのある方の新しい職域を開拓し、地域社会への参加を促進していくうえで、大変有意義な取組みであると考えている。

一方、農業従事者の減少や高齢化が進展している農業にとっても、新たな働き手の確保が期待でき、地域農業の維持・発展に有効であると考えている。

このため、県としては、今後とも、受け入れ側の農業者の理解促進や、障がいのある方の農業技術取得、農業者と障がい者施設とのマッチング、障がいのある方の受け入れに係る施設整備に対する支援、農産物や加工品の販売促進などを通じ、県内の農福連携をさらに推進する。